

千葉市議会政務活動費の平成30年度収支報告書等の閲覧開始について

千葉市議会では、政務活動費の使途の透明性を図るため、平成30年度交付分の収支報告書等の閲覧を以下のとおり開始しますので、お知らせします。

1 閲覧開始日

令和元年7月8日（月）

2 閲覧方法等について

(1) 閲覧時間

9:00～17:15（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

(2) 閲覧場所

議会事務局総務課（議事堂1階）

(3) 閲覧対象者

どなたでも閲覧できます。

(4) 閲覧できる書類

ア 平成30年度の政務活動費収支報告書

イ 領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し

*平成26～29年度分についても、閲覧可能です。

(5) 閲覧方法

「政務活動費収支報告書等閲覧請求票」に氏名、住所、閲覧を請求する書類の会派名又は議員名を記載して提出。（閲覧請求票は、議会事務局総務課に用意してあります。）

3 閲覧できる期間

収支報告書等の提出期限（5月7日）の翌日から起算して5年間

（平成30年度交付分は、令和6年5月7日までです。）

4 根拠法令

千葉市議会政務活動費の交付に関する条例第14条第2項

（平成30年度の政務活動費収支報告書等の提出及び閲覧スケジュール）

| 提出書類名 | 提出期間 | 閲覧準備期間 | 閲覧開始日 | 保存期限 |
|-------------------------------|-------------|------------------|-------------|----------|
| (1) 政務活動費収支報告書 | R1. 5. 7(火) | R1. 5. 8(水) | R1. 7. 8(月) | R6. 5. 7 |
| (2) 領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し | ※期限等の特例による | ～ R1. 7. 7(日) | ※期限等の特例による | |

※期限等の特例 報告書の作成期限及び閲覧開始日が、千葉市の定めた休日にあたるときは、その翌日となる。

<参考>

1 政務活動費とは

千葉市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に役立てるために必要な経費の一部として、千葉市議会における会派及び議員に対し交付されるものです。

2 交付方法・金額

(1) 交付方法 各会派が、次の1、2いずれかの交付方法を選択します。

| | | 交付方法 | 交付金額 | |
|---|----------------------|------|-----------------------|--|
| 1 | 会派交付 | | 月額30万円 × 所属議員数 × 12か月 | |
| 2 | 会派 及び 議員 交付 | 会派分 | 30 万円 | 月額30万円の範囲内で会派が定める額 (会派交付額) × 所属議員数 × 12か月 |
| | | 議員分 | | (30万円 - 会派交付額) × 12か月 |

※平成23年7月1日から平成27年3月31日の間の月額は、時限措置により1割削減されて「27万円」。

(2) 交付時期

四半期毎（4月、7月、10月、1月）に3か月分を交付。

3 使途について

政務活動費は、「千葉市議会政務活動費の交付に関する条例」で定められている下記の経費に充てることができます。

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 調査研究費 | 市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 |
| 研修費 | 研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 |
| 広報費 | 市政及び政務活動について市民に報告するために要する経費 |
| 広聴費 | 市政及び政務活動に対する市民からの要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 |
| 要請・陳情活動費 | 要請、陳情活動を行うために必要な経費 |
| 会議費 | 他都市、団体等との意見交換等各種会議の開催及び参加に要する経費 |
| 資料作成費 | 政務活動に必要な資料の作成に要する経費 |
| 資料購入費 | 政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 |
| 人件費 | 政務活動を補助する職員を雇用する経費 |
| 事務・事務所費 | 1 政務活動に係る事務の遂行に要する経費 2 政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |
| 燃料費 | 政務活動に伴う自動車等の燃料に要する経費 |